

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

教育委員会事務局

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令第甲第五号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第十六条第四項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条第四号中「又は週報」を削る。

第二十二条第一項中「及び週報」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第七号様式中「~~函~~」を削る。